

令和7年2月27日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

福祉文教委員会
委員長 星野みゆき

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 2月27日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査では、第6期(後期)福祉文教委員会の課題について協議した。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、令和7年度地方税制改正(案)について、令和7年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額等の見直し(案)について、「のるーと魚沼」運行状況について、新ごみ処理施設整備事業について、災害救助法適用に係る要援護者の除雪支援について及び第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの結果等について執行部から説明を受け質疑を行った。

福祉文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第 1 号 室内温水プール建設のための早期検討を求める請願書
- (2) 議案第 26 号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 27 号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について
- (4) 議案第 28 号 魚沼市子ども・子育て会議条例の一部改正について
- (5) 議案第 29 号 魚沼市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例及び魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- (6) 議案第 30 号 魚沼市精神障害者医療費助成条例の一部改正について
- (7) 議案第 31 号 魚沼市体育施設条例の一部改正について

2 調査事件

- (8) 所管事務調査
 - ・第 6 期（後期）福祉文教委員会の課題について
- (9) 閉会中の所管事務等の調査について
- (10) その他
 - ・令和 7 年度地方税制改正(案)について
 - ・令和 7 年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額等の見直し（案）について
 - ・「のるーと魚沼」運行状況について
 - ・新ごみ処理施設整備事業について
 - ・災害救助法適用に係る要援護者の除雪支援について
 - ・第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの結果等について

3 日 時 令和 7 年 2 月 27 日 午前 10 時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 横山正樹、星野みゆき、大平恭児、佐藤敏雄、関矢孝夫、高野甲子雄、
(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 参 考 人 魚沼市民温水プールを造る会 代表 山田たつ子

8 紹介議員 遠藤徳一

9 説明員 内田市長、樋口教育長、吉澤市民福祉部長、大塚教育委員会事務局長、戸田市民福祉部副部長、和田市民課長、大羽賀税務課長、小林生活環境課長、茂野介護福祉課長、岡部学校教育課長、青柳生涯学習課長、関子ども課長

10 書記 坂大議会事務局長、大竹主任

11 経過

開 会（10：00）

星野委員長 定足数に達していますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。

報告事項を申し上げます。執行部から、内田市長が都合により遅刻する旨の報告がありました。以上で報告を終わります。

本日の議事日程は配布のとおりであります。

お諮りします。日程の順序を変更し、日程第8、所管事務調査、第6期（後期）福祉文教委員会の課題について以降を先に審議したいと思います。異議ありませんか。

関矢委員 異議はないんですけども、今、市長が遅刻ということですが、市長は何時頃に来られるんですか。

星野委員長 11時にはこちらに来る予定となっております。

関矢委員 そうすると、付託案件、請願もありますけども、そのときには市長はいられると、それでよろしいですか。

星野委員長 はい、そうなります。ほかはよろしいでしょうか。（なし）

では、日程の順序を変更し、日程第8、所管事務調査を先に審議することに決定しました。

（8）所管事務調査

・第6期（後期）福祉文教委員会の課題について

星野委員長 日程第8、所管事務調査、第6期（後期）福祉文教委員会の課題についてを議題といたします。福祉文教委員会の調査結果については、前回の委員会で皆さんから御意見をいただき、表の右側の調査結果欄と申し送り欄に反映させてあります。前回も確認していただいておりますけれども、こちらを今一度御確認いただきまして、御意見等はございませんか。（なし）なければ、このように決定し、次期委員会へ申し送りをしてよろしいでしょうか。（異議なし）では、そのように決定しました。本件については以上といたします。

（9）閉会中の所管事務等の調査について

星野委員長 日程第9、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛てに申し出たいと思います。異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

（10）その他

・令和7年度地方税制改正（案）について

星野委員長 日程第10、その他を議題といたします。まず、令和7年度地方税制改正（案）についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長 それでは、資料は101番、令和7年度地方税制改正（案）というものがあります。こちらにつきまして、地方税の関係について税務課長より説明いたします。

大羽賀税務課長 それでは、私から説明させていただきます。資料に基づいて説明をさせていただきます。（資料「令和7年度地方税制改正（案）について」により説明）

星野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員 今ほど説明をいただいたんですが、よく分からないんですけど、今一番騒がれている給与所得税の基礎控除なんかの引き上げだとか、今日の新聞にも載っていました。そういうことがあるので、令和7年度についてはまだ流動的なところがあるのかなと思っているんですけど、その辺についてはいかがですか。

大羽賀税務課長 今日の報道等でも、自民・公明・国民民主党の税調会長の協議が合意に至らなかったということがありますので、こちらについては流動的なところがあります。例年ですと、国、県から条例改正案の準則が届いている時期なんですけれども、そちらもまだ届いていないという時期になっておりますので、そういった意味で若干変更が今後あることも考えられております。

星野委員長 ほかはよろしいでしょうか。（なし）なければ質疑を終結します。本件については、以上といたします。

・令和7年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額等の見直し（案）について

星野委員長 次に、令和7年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額等の見直し（案）についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長 それでは、資料ナンバー102を御覧ください。令和7年度の国保保険料（税）に係る賦課（課税）限度額の在り方（案）ということであります。これは全国に向けての通知ということでもありますので、料として賦課している国保、それから当市のように税として賦課している国保、いずれにも該当するということで料と税の2つの書き方を併記しているということでもあります。内容について御説明いたします。（資料「令和7年度の国保保険料（税）に係る賦課（課税）限度額の在り方（案）」により説明）

星野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員 そうすると、今回、税条例改正がありますね。それを可決をすると、それでまず

スタートをするんだけど、この国が出しているそれによって専決をすることで、中間層は一段またちょっと下がるという形になるんですか。

吉澤市民福祉部長 議決をいただきました改正後の条例については、これは令和7年4月1日からの施行となりますので、今お示しした国の法施行令改正による限度額の引き上げも施行としては4月1日からということで、実際の賦課には両方合わせるタイミングで、次の令和7年度の課税からするというので、一旦条例改正で賦課したものを次の専決でさらに上げたり下げたりという二度手間がないようにするつもりであります。

関矢委員 ということは、条例に今数字が入ってますよね、保険料が。その数字が実際は変わってくると。

吉澤市民福祉部長 条例案については変わりません。賦課限度額を定めるということでありますので、それに係る部分のみの専決処分での改正ということであります。

星野委員長 ほかはよろしいでしょうか。(なし) 本件については以上といたします。

・「のるーと魚沼」運行状況について

星野委員長 次に、「のるーと魚沼」運行状況についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長 それでは、2月から実証運行を開始しております「のるーと魚沼」の運行状況について、生活環境課長から説明をいたします。

小林生活環境課長 それでは、「のるーと魚沼」運行状況について説明いたします。

実証運行の開始が2月3日からということで、2月21日までの運行状況について報告いたします。運行日数は2週間、14日間でございます。事前に説明会等を終えた中で、会員登録者数につきましては539人、うち実利用者数が195人。予約の方法ですけれども、電話での予約、これが72%、アプリ等での予約が28%というような割合になっております。なお、キャンセル等の率については5.5%ということでございます。表の右側ですが、平均乗車時間につきましては約11分、移動距離につきましては3.7キロというような状況でございます。あと、総乗客数につきましては、2週間14日間で763人ということでございました。

予約数、それから総乗客数の推移につきましては、その下のグラフで確認いただければと思います。降雪等の状況の影響もあると思いますが、また今週に入りまして利用状況が伸びているというような状況でございます。

中段のほうでございますが、それぞれ各指定停留所でのそれぞれの乗車、降車場所ということで多いところをピックアップさせていただきました。御覧のとおり、スーパー、医療機関、あるいは駅というところでの乗降者が多くなってきております。なお、下のヒートマップでございますが、これは単純に乗降場所として多いところが色が濃くなるというところではありますが、上のほうの赤いところが市街地、右側にちょっと赤の濃い丸がありますが、そういったところはスーパーというような状況になっております。

昨年の利用状況と比較すると、14日間の運行ではありますけれども、月換算で割り返して見てみますと、おおむねひと月、1,000から1,100人の利用状況となっておりますが、昨年が700から800人の利用ということで、月平均で250人ほど利用が増えるような見

込みになっております。率で言いますと、昨年の利用状況よりも1.3倍というような状況になっています。

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

横山委員　14日間の利用状況ということで説明がありましたが、この担当として当初想定していたものと比較して、どんなふうな評価をしているのかなということをお聞きしたいことと、トラブル等はなかったのか。また、登録者数が539人ですが課題として何か今考えられて、もっと利用率を上げるための方策等々があったら教えていただければと思います。

小林生活環境課長　利用の見込みですけれども、これまで小出市街地の乗合タクシー、それから循環線を利用いただいたお客様がもともといらっしゃるということで、そういった方々への周知もある程度行き渡ったのかなというところで、これまで使っていた方の御利用と、新たに「これであれば使ってみよう」ということで御利用いただいている状況ではありますが、思ったよりも利用者数は多いように感じております。

それから、トラブル等についてでありますけれども、今運行の設定上、乗り降りに要する時間でありまして、冬道の通行にかかる時間の遅れとか、そういった部分を調整するようにしているんですけれども、実際、乗合が入ることによって到着予定時刻、最大でもこの時間には着きますというような表示が若干遅れる事態にもなっております。そうしたシステム上の設定を調整をしながら、目的の時間までには必ず着くような設定について今探りを入れているような状況です。

いずれにしても、まだ2週間という運行データでございますが、実際の利用状況も踏まえた中でそういった設定を調整しながら、乗合率を高めながら、また利便性も高めながら、その落としどころを探っていくというような状況になろうかと思います。

課題のほうも同じように、今言った問題点を、データを基に、また利用者の意見を基に反映させていくということが課題であると感じています。以上です。

横山委員　14日間の状況で、今後ますます各地区の高齢者の皆さんの利用が促進されるのかなということを期待したいと思いますが、特に今回は降雪の量によって先の見通しが取れなかったというような部分があるかと思います。春先に向けてまたこの「のるーと魚沼」の運行がスムーズに、そして利用率が高まることを期待したいと思っていますので、その辺のところ、今後について一言いただいて終わりにします。

小林生活環境課長　利用者数が伸びて順調のように見えますけれども、実際はやっぱりシステムの運用でありますとか、そのシステムによって車両を実際に運行する運行事業者、こういった辺りでは非常に課題も多く見つかっております。システムの運用で改善できる点、システム運用だけでは改善できない点、いろいろ見えてこようかと思いますが、今後3月に入りましたら、それこそシステム業者、運行事業者、コールセンター、魚沼市、それぞれ合意形成を図りながら、そういった課題をいかに解決していくかというところを進めてまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、これまで乗合タクシーが運行していた地域でありますので、利用者さんからすると、決まった時間になると乗せずにすぐに行ってしまったとか、これまでは家まで呼びに来てくれたけど来なくなったとか、そういった全く別の乗り物になったという部分もございますので、そういった部分の周知についてもまた引き続き対応してまいりたいと考えております。以上です。

大平委員 路線バス等への乗車の増減等は、連携を取って調査をしていらっしゃるのではないかなと思いますが、変化が見られるかどうかまずお聞きします。

小林生活環境課長 路線バスへの影響につきましては、まだバス事業者と情報等をいただけていない状況であります。今後、引き続き情報交換しながら確認してまいりたいと思います。

大平委員 路線バス等への影響も、逐一状況を見ながらやっていくということが大事だと思います。これはほかのエリア等にも波及する上でも、既存の公共交通機関への影響というのは加味しながらやっていく必要があると思うので、引き続き注視していただきたいなと思います。

それから、運転手不足が言われている中で、このぐらいの利用率であれば対応できるけど、増えたらどうするのかなというところ。例えば、配車等に影響があるのではないかなという懸念もあります。実際問題、利用率は恐らく上がると思うんですけども、そういうときに対応ができなくなるような事態、またほかのタクシーの運行に支障があるのかなのか。現時点でどうのこうのというのはできないかもしれないんですけども、懸念や課題について、運転手不足等については協議されているのでしょうか。

小林生活環境課長 御指摘のとおり、運転手不足によって運行に支障が出てくる可能性、それから利用率が上がることによっての影響というものが当然今後考えられます。そういった部分につきましても、実績を見ながら、実際の運行状況を見ながら、確認してまいりたいと思います。また、新年度に入りますと生涯学習センターでありますとか、いろんな周辺状況も変わってまいりますので、そういったものも踏まえた上で引き続き注視してまいりたいと思います。

関矢委員 会員登録者数が539人、当初想定していたより多かったんですか、少なかったんですか。

小林生活環境課長 当初想定していたよりも若干多いというふうに、私は感じております。LINEアプリでの登録というものがこの登録状況にもありますが、電話でも会員登録ができるという案内もしていますので、そういったところで増えているのかなと思っております。

関矢委員 そうすると、この会員登録者数の中の年代別のところ、まだ2週間ですからそんなに調べていないかも分かりませんが、高校生なんかかなり登録をされていますか。

小林生活環境課長 利用者の属性につきましては、まだ分析に至っておりません。それぞれの登録方法によって取得できる情報もございますので、それも踏まえてまた分析してまいりたいと思います。

関矢委員 特に小出高校から、今度は生涯学習センターもできるわけですから、そこまで乗るとかというのが非常に利用しやすくなると思います。やはり高齢者も大事ですけども、若年層の免許を持たない人たちの足となるようなPRをしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

小林生活環境課長 実際に小出高校から駅への利用ということも伺っております。路線バスについても小出高校から、この4月からはまちなかを經由するという状況もございますので、そういった路線バスの運行と併せてこういった利用も併用できれば、より利便性が高

まるものと考えております。

星野委員長　ほかにありませんか。(なし) なければ質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

・新ごみ処理施設整備事業について

星野委員長　次に、新ごみ処理施設整備事業についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長　それでは、新ごみ処理施設整備事業について、1点御報告いたします。

新ごみ処理施設につきましては、現施設であるエコプラント魚沼、その隣接地を建設候補地として中島区及びその周辺から候補地の同意をいただいているところであります。このたび、この対象地区である中島区、下倉、羽根川四番町、四日町を対象に新たな地域振興制度を検討していることを御報告いたします。

現在想定しているのは、地域創生課が所管しています集会施設や公園広場の整備に対する補助、それから地区内の市道や農道、水路などの維持補修について、原材料支給であるとか重機借上げという既存の制度がありますけれども、これらとも併用でき地域の振興や環境整備の目的で、対象の集落自治会が行う事業への補助という形を考えているところであります。令和8年度から新施設供用開始までの期限付きの制度として実施したいと考えておりますが、現在各集落自治会に対して、この制度を活用する場合どのような事業が想定されるかというような投げかけを、今のところ区長さんや役員さんを中心にお話を始めさせていただいているという段階であります。

制度がある程度固まった段階で、また改めて本委員会でも報告させていただきたいと思いますが、本日のところはそのような検討を地元の意見も聞き取りながら始めたという段階であることを説明させていただきます。以上であります。

星野委員長　本件につきましては、今ほどの報告のみといたしまして、新ごみ処理施設整備事業については引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

・災害救助法適用に係る要援護者の除雪支援について

星野委員長　次に、災害救助法適用に係る要援護者の除雪支援についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

戸田市民福祉部副部長　今般、2月上旬からの豪雪に伴う要援護世帯の除雪支援の状況につきまして、介護福祉課長から御報告をいたします。

茂野介護福祉課長　それでは、本日机前にお配りいたしました資料によりまして御説明申し上げます。このたび災害救助法及び市条例適用によりまして、高齢者等要援護世帯の倒壊等の恐れのある住宅の除雪支援、災害救助を行っておるところでございますけれども、その対象及び実施状況等について御報告申し上げます。(資料「災害救助法等適用に係る要援護者の除雪支援について」により説明)

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。

関矢委員 最初、2月8日に救助法が適用になったのは守門と入広瀬地区だけだったと思います。あとは救助条例だったんですけれども、その後全市が救助法の適用になりました。最初の部分についても、全部救助法の、国の財源でやれるようになったのか、そこだけお願いします。

茂野介護福祉課長 あくまでも法適用になった期間から国のお金をいただくということで、それ以外については市条例対応、一般財源対応というところで考えております。

関矢委員 当初は救助条例対応ということが何日か分、1週間ぐらいあったのかな、その後から救助法の対応になるということでしょうか。

茂野介護福祉課長 お見込みのとおりでありまして、高齢者世帯にとっては1回無料というところの対応は、市条例も救助法も変わりありませんので、市の財源の違いというところで考えています。

大平委員 大分事業者の方、作業されている方が非常に大変だということで、実施が遅れていたり、対応できなくなっているのではないかと思います。当局は、この資料ではまだ未実施のところを残しているわけで、今後の対応についてはどのように考えているか、一つ伺いたいと思います。

茂野介護福祉課長 私のほうでも、なかなか業者さんの手が回らないというような声をお聞きしております。その中でも、他の業者さんを紹介するですとか、そのような対応も行ってきたわけでございますけれども、今現在業者さんから期間内に終わらないというようなお話をいただいているのは数件程度というところでございますし、期間内に終わらない場合についても柔軟な対応を取っていきいたいというふうに考えておるところでございます。

大平委員 新潟県では、業者の手配がとても自治体では間に合わない場合は、県が求められれば広域でも対応しますよということをお聞きしております。その辺の実情に応じてということになるかと思いますが、特に積雪が多くなっていて、今後降雪にならなくても例えば雨が降ったり一気に暖かくなって、かさは減っているんだけど重みがすごく増して、雪崩や落雪も非常に心配ですが倒壊等の懸念もあります。必要があれば県に要請をかけて、早期にやれないところは数件ということでありましたが、やはり再度チェックをして不測の事態が起こらないように対応していただきたいんですが、その辺はいかがですか。

茂野介護福祉課長 このたび、先ほども申し上げましたけれども、区長さん及び民生委員さんからは、危険である世帯をピックアップしていただいています。そちらの世帯でまだ未実施という世帯があるようでありましたら、早急に確認の上、対応のほうをできればというふうに考えています。

大平委員 区長さんとか民生委員さんの状況報告なんかも、それは非常に大事なんですけど、これだけ降雪が広域に、しかも大雪になっている状態は本当に災害級なので、そこに頼らずにやっぱりきちんと市内で目配せをちゃんとしていただきたい。繰り返しますが、今後危険性の増す箇所だとか、いろんなことが想定されると思うんですよね。そこは本当に大事に至らないような対応をぜひお願いしたいんですが、そこについてお考えを聞いて終わりにします。

戸田市民福祉部副部長 危険箇所、危険家屋などにつきましては、土木部署を中心にパトロールというものを強化しております。そこは非常に大事なところだと思いますので、引き続きそのように危険箇所、危険家屋等については情報を共有しながら、また見守り体制と

いうところはやってまいりたいと考えております。

星野委員長　ほかはよろしいでしょうか。(なし) 本件につきましては、また報告事項等ありましたら、その都度お願いいたします。

・第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの結果等について

星野委員長　次に、第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの結果等についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

大塚教育委員会事務局長　第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの結果等についてであります。ファイルの104、第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画(案)パブリックコメントの結果をお開きください。(資料「第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画(案)パブリックコメントの結果」により説明)

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) なければ質疑を終結します。本件につきましては、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) ないようですのでそのように決定しました。

執行部からほかにありませんか。

吉澤市民福祉部長　去る2月18日に議決いただきました、一般会計補正予算第6号に関して、大平恭児委員から衛生費国庫負担金の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金の内容についてお尋ねをいただきましたが、お答えを保留していましたので本日お答えしたいと思います。ただし、令和6年度予算に係る該当者が本市では1名のみということでありまして、これまでの予算執行額がイコールその方に関する金額ということになりまして、あまり詳細にはお答えできない部分があることを御容赦いただきたいと思います。資料はございません、口頭で説明をさせていただきます。

新型コロナワクチン接種は、令和5年度末までは予防接種法の特例臨時接種として実施され、健康被害が生じた場合は予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度により救済の請求を行うこととなります。令和6年度以降は、65歳以上の高齢者及び60歳以上で一定の障害がある方は定期接種として、それ以外の方は任意接種として接種を受けることができるようになりました。令和6年度においては現時点で新たな健康被害の相談がないことから、今回減額補正に至ったわけですが、当該の1名は令和5年度以前の接種によるものであります。

救済制度につきましては、まず健康被害を受けた方が市町村に申請し、市町村が県を經由して厚生労働省に進達します。本市では、予防接種健康被害調査委員会を開催し、この委員会での調査結果を付して県に進達します。県を經由して、厚生労働省が疾病障害認定審査会の意見を聞いて認定するかどうかを決定し、申請と逆の経路で申請者に支給・不支給を通知します。その結果、支給が決定したもののについては、医療費は健康保険等で給付される分を除く自己負担分、これに加えて、入院した場合は日数にもよりますが最大月額3万7,000円が支給されるというものであります。この給付は市町村が行いますが、国から全額補填を受けるというものであります。

今回お答えできなかった部分については、この給付の内容について把握をしているかと

いうところにつきましては、今ほど申し上げたようなことで、申請を受けるのがそもそも市町村でありますし、その結果を受けて給付自体も市が行うことであるということから、内容は当然市も承知をしておるものであります。ただし、この認定につきましては市は決定をしていないということでもありますので、そちらについて本日お答えをさせていただきます。以上であります。

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）ほかに報告事項はございますか。

大塚教育委員会事務局長　それでは、小出中学校の給食の内容についてということですが、補正予算の質疑の中で、今回の補正予算には含まれてはおりませんでした。小出中学校の給食の献立について御質問いただいた件につきまして、補足して説明したいと思います。

学校給食につきましては、文部科学省が定める学校給食実施基準に定められている児童又は生徒1人当たりの学校給食摂取基準に基づきまして、年齢階層ごとに必要なエネルギー、たんぱく質、脂質、ミネラルやビタミンの量などが定められております。また、文部科学省からは、学校給食における食事内容についてという通知によりまして、食事内容に様々な工夫を行うよう通知がなされております。

食材費の高騰対策としましては、令和6年度の4月から11月までは1食当たり20円の上乗せ、12月からは60円の上乗せを行い、自己負担はそのまま、十分な給食を提供できる体制を整えてきたところであります。

これらに基づきまして、本市の学校では配置された栄養士によりまして作成された献立により、エネルギーも栄養素も基準を満たしたおいしい給食を提供しておりますことを補足して御報告いたしたいと思います。以上、よろしくお願いします。

星野委員長　今ほどの件に関しまして、質問はありますか。

関矢委員　確かにそのとおりの報告だと思んですけども、たしかあのときの質疑は「小出小学校は肉料理の献立がなかった」というような質疑だったと思います。実際、本当になかったんですか、あったんですか。

大塚教育委員会事務局長　献立を確認しましたが、肉料理のメニューはございます。

大平委員　関矢議員の質疑と絡みますが、批判は出ているわけですね。批判を受けて議員は質疑をしたと思います。内容についてはこと細かく決められていると、御説明にあったとおりだと思いますので、ここは批判が出ている以上、やっぱりきちんと確認をして、そして教育委員会として掴む必要があると思います。ここは一回で終わりということではなくて、常にそういう状況を見ながら運営をしていただきたいんですが、その辺についてはいかがですか。

大塚教育委員会事務局長　毎月の献立には、メニューだけではなくて使われている食材ですとか、細かくそれぞれあげた上での献立表になっております。その中にはきちんと、様々な種類の肉ですとか、たんぱく質の種類もしっかりメニューの中に入っておりますので、そういったことも含めて今後もきちんと把握しながら進めてまいりたいと考えています。

大平委員　一部、現場の方からも、やはり高騰分でこの価格で提供しろというのは非常に厳しいと、タイトだという話も実際伺っているところでございます。厳しい基準だとか栄養摂取について、非常に神経をとがらせながらやっている現場の方々にも配慮する。助成額

についても、実際の価格に応じた対応を私はしたほうがいいと個人的には思っていますので、そこら辺についてまた内部で検討していただきたいんですが、いかがですか。

大塚教育委員会事務局長　食材費につきましても現場とよく話し合いながら価格を決めてきたところでありますし、今年度中でも補正で上乗せ分について食材費のほうで上げてきたところもあります。また、来年度につきましても、さらに食材費のほうは今年度よりも上乗せした形で予算は計上してありますので、そういった面につきましては今後も十分に現場と話し合いながら決めていきたいと考えております。

星野委員長　ほかに報告事項等ありますでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　それではもう1点、原小学校の今後の活用につきまして報告をさせていただきます。現在、こちらの施設につきましては普通財産となっております。このうち体育館につきましては、タイケン学園のほうがウェルネススポーツアカデミーということで管理していた頃から引き続きまして、体育館につきましてはエンジョイスportsクラブが使用しているところであります。校舎につきましては、埋蔵文化財の一部を保管しているという状況になっております。

今後についてであります。現在、水道関係の敷地内配管で漏水している箇所がありまして、令和7年度の予算で改修工事を予定しております。それを行った後、体育館につきましては、条例に体育施設として位置づける予定としております。校舎棟につきましては普通財産のまま、引き続き埋蔵文化財の保管場所として活用する予定としております。

地元との話し合いについてなんですけれども、昨年10月になりますが、地元の田川入地区の自治会長の皆さんと今後の活用について説明会等も開催しまして御了解をいただいたというところであります。以上、報告とさせていただきます。

星野委員長　質問はありますか。(なし) ないようでありますので、以上といたします。ほかにはよろしいでしょうか。(なし) ここでしばらくの間、休憩といたします。

休　　憩 (10:58)

(市長、議長出席)

再　　開 (11:14)

星野委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 請願第1号　室内温水プール建設のための早期検討を求める請願書

星野委員長　日程第1、請願第1号　室内温水プール建設のための早期検討を求める請願書を議題とします。

請願者から、魚沼市議会委員会における請願者又は陳情者の趣旨説明に関する要綱第3条及び第4条の規定により、事前に趣旨説明申出書が提出されていますので、当委員会として趣旨説明を認めることとしてよろしいか、お諮りいたします。本請願を審議するに当たり請願者から意見を聞くことについて異議ありませんか。(異議なし) 異議がありませんので、請願者の趣旨説明を認めます。

請願者であります、魚沼市民温水プールを造る会代表、山田たつ子様は指定の席にお着きください。なお、念のために申し上げますが、請願者は委員長の許可を得て発言し、委員は請願者に対し請願等の内容及び趣旨説明に関する質疑をすることができますが、請願者は委員に対して質疑をすることができないことになっていますので御了承願います。また、発言の内容は簡潔にするものとし、請願の趣旨説明であるため、この請願の範囲を超えることはできませんので御了承願います。

それでは、請願者であります魚沼市民温水プールを造る会代表、山田たつ子様に趣旨説明を求めます。

山田参考人 魚沼市民温水プールを造る会代表、山田たつ子です。どうぞよろしくお願いいたします。室内温水プール建設のための早期検討を求める請願書の説明をいたします。

要旨、令和2年に民営スイミングスクールが、令和5年には公設の寿和温泉プールが閉鎖したことにより、子どもたちは泳力向上のため、大人は健康やリハビリのため、近隣市の温水プールまで通わざるを得ない状況が発生しました。しかし、高齢者は遠隔地までの運転に不安を感じ、その多くが辞めてしまい、自身の健康維持に不安を抱える状況となっています。また、スポーツ競技として水泳を選択し、研鑽を続ける子どもたちを通わせる保護者にとっても、時間や費用とも負担増となっています。これらを勘案し、以下の趣旨に基づき請願書を提出するものです。

請願趣旨、1. 市内小中学校において、誰もが水泳授業を受けられる環境整備について。現在、小中学校に整備されているプールは老朽化が進んでいるところも多く、このような状況下、子どもたちに水泳授業を受けさせるためには修繕等の高額な経費が予想されます。また、最近の酷暑により、屋外設置の学校プールでの熱中症リスクが高まり、水泳授業や休業中のプール開放に支障が出ている状況です。魚沼市の子どもたちに泳力を身に付けさせることは、競技水泳の振興を含め、生命を守る力を身に付けさせる教育にもつながることと考えます。既に中学生が水泳授業を行っていない現状を踏まえると、今後小学生の水泳授業もできなくなる可能性があるため、計画をもって検証作業に入ることを強く望みます。

2. 魚沼市が目指す予防医療による健康寿命延伸の実現に向けて。高齢化が顕著な魚沼市においては、予防医療による健康寿命の延伸への取組は重要で、早急な対応が求められます。魚沼市が予防医療を目的に数々の事業に取り組んでいることは評価させていただいております。しかし、温水プールを利用した水中運動は、子どもの健全育成はもとより、生活習慣病対策、介護予防、障がい者の機能回復訓練やリハビリなど多くの成果が期待できます。水中運動に取り組むことで健康寿命延伸につなげ、医療費や介護費の節減を図ることが将来負担減につながると考えます。

私は今、南魚沼市の温水プール、ディスポートに通っています。夏休み、たくさん子どもたちが来ます。小さいプールでは、小さい子どもたちが若いパパやママと、たまにはじいちゃん、ばあちゃんと、ウォータースライダーもあるのでキャッキヤと楽しそうです。小学生、中学生は友達と一緒に潜ったり泳いだりと、伸び伸びと楽しんでいます。25メートル9コースの広さですが、いつも混んでいます。もちろん水泳教室もあり、育成選手の練習もあります。また、学校プールとしても使われています。今、私たちの会員さんで日本200名山を踏破し、長年小学校の見守り隊や正月のどんど焼きの協力、天神ばやしの達

人にもなられた 84 歳の方が、「俺、棺桶に入る前に新しい温水プールに入りたいな」と言われます。

私たちの会では、令和 4 年、9,213 筆の署名と要望書を市長に提出しました。この署名は、たくさん子どもたち、保護者、医師や看護師などの医療関係者、保育園や老健施設などの福祉関係者、健康寿命の延伸を願う高齢者など、たくさんの人の願いが集まっています。地球温暖化、少子高齢化が押し寄せている今、室内温水プールの果たす役割は大きいと思います。子どもから高齢者までの願いや夢が叶えられることを強く望みます。

請願事項、室内温水プール建設のための早期検討を開始すること。以上です、よろしくお願いいたします。

星野委員長　これから請願者である魚沼市民温水プールを造る会代表、山田たつ子様に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員　今日のご苦労様でございます。それでは 2 点ほどお伺いさせていただきます。山田さんは本会議も何回も傍聴に来られて、何人かの議員が温水プールの建設を始めないとか、検討しないかという一般質問がされております。それを傍聴されて、今まで来られていますけれども、そのたびに市長が答弁をされています。それを聞いて、山田さん本人は、市長はどのような考えを持っているのか、どのように感じておられるのか、まずお聞かせ願いたいです。

山田参考人　私たちは 4 年前、市長さんの語らん会で、市長さんが自分は高校生のときに陸上をやっていて、足を痛めてプールでリハビリして、プールの意味はよく分かっていると、前向きに考えたいとおっしゃって、プール経験もあり理解もあるので、私たち語らん会に出た参加者はとっても励まされたのを覚えています。

それと、議会の答弁では温水プールは健康保持には有意義であることは認識できている。将来的に検討していく余地はあるけれども、総合計画に載っていないから現状では考えられないと。また、合併特例債で忙しくて優先順位はまだ低いけれども、大型事業費が下がる令和 8 年から 9 年頃に、下がるその頃から検討しても遅くはないと。

また、移動市長室でも私たちの会員さんが参加したときは、造らないとは市長は言っていないから、やっぱり将来的には市長さんは考えてくださっているなというふうに理解しています。

関矢委員　では、もう 1 点だけ。この請願は、室内温水プール建設のための早期検討を開始することという請願の内容になっています。そうしますと、この請願は議会が検討を開始することと私は解釈するのですが、請願者としてはそれでよろしいのでしょうか。

山田参考人　はい、私たちも議会で検討していただきたいなと思ってます。よろしくお願いいたします。

星野委員長　ほかはよろしいでしょうか。(なし) ほかに質疑がないようですので、これで請願者に対する質疑を終結します。魚沼市民温水プールを造る会代表、山田たつ子様、傍聴席にお戻りください。

委員会を代表してお礼を申し上げます。丁寧な説明をいただき心から感謝いたします。本日は誠にありがとうございました。以上で、請願者の趣旨説明を終わります。

次に、紹介議員であります遠藤徳一議員から、補足説明がありましたらお願いいたします。遠藤徳一議員、紹介議員席にお座りください。

遠藤紹介議員　このたび、この請願について紹介議員を引き受けました、遠藤と申します。

先ほど山田代表のほうから願意についての説明がありました。その願意を酌んだ中で、紹介議員を受けたわけであります。これは市長の答弁によって、今まだこの順位というのは低いことは重々承知の中で、議会の皆さんから検討を始めていただき、議会を通じながら市長、そして市政のほうを動かせるような、そんな取組をしてほしいという議会に対する請願でありますので、私は検討の余地はあるものと願意を酌み取った中で、今この席に着いております。

説明につきましては山田代表のとおりでありますし、私が補足してする説明も、やっぱり議会は市民の声を聞く窓口として、また市民の代表として市民の声をどう反映させるか、取り組んだ中でしっかりと答えを出してやらなければならない責務等があることも十分承知をしておりますので、皆さんからも御検討いただけるよう改めてお願いをするものであります。以上であります。

星野委員長　これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）なければこれで紹介議員に対する質疑は終結します。遠藤徳一議員は自席へお戻りください。

続いて、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがもしありましたら、発言を許します。質疑はありませんか。

関矢委員　1点だけ、市長が来られたので、市長に確認をさせていただきたいですけれども、私も一般質問をしました。この温水プールの建設について検討をしないかということで、市長は造るとか造らないということではなく、プールの効能も先ほど言われていましたけど、プールは必要だということも認識はしているけれども、今喫緊の課題の中では、積み残してきた大型事業を合併特例債が終わるまでには何とかしなきゃならない。それが喫緊の課題なので、今検討の優先順位の中では上がらないというような答弁をされていますけれども、市長は造らないという答弁はされていないというふうに私は認識をしていますがそれでよろしいでしょうか。

内田市長　造らないという発言はしていないと思います。造る計画は今ないということで答弁しています。

佐藤（敏）委員　それでは、今と同じような内容なんですけれども、この問題につきましては一般質問で再三質問があります。今一度、その内容について確認をさせていただきます。直近では、12月定例会で佐藤達雄議員から質問をされております。この答弁を踏まえますと、市長はやるべき優先順位があり、それを終えないと造れないということかと思えます。この優先順位が遅れている理由について、分かりやすく説明をいただきたいと思います。

内田市長　優先順位が遅れている。上がらないということですか。

佐藤（敏）委員　そうです。

内田市長　まず、合併特例債の期間中は、将来に持ち越してはいけないものを整理しようということでやらせていただきました。ちょっと無理があったかなというところもございすけれども、職員の協力をいただいて、また市民の皆さんから協力をいただいて進めさせていただきました。そして、その後でありますけれども、やっぱり私たちがやるべきことは市民の皆さんの生活インフラを守ること、ライフラインを守ること、そして命を守ることです。ですので、今、生活インフラと言いましたけれども、令和9年からいよいよごみ処理場の建設が始まります。その金額的なことは、まだ予算ということではなくて、

大型事業の中で物価高騰があるわけですが、今3割、4割上がっている状況であります。令和9年ですので、これからどうなっていくんだろうということがあります。建設費用ですけれども、金額は当初、大ざっぱに75億円だろうと見ていました。その上で3割、4割上がるとどうなるかは、皆さん推してしかるべきだというふうに思っております。そして、それが例えば75億円が100億円になったとした場合であっても、それよりも今それに付随するヘリポートの移設ですとか、付け替え道路ですとか、そういうものも、もろもろかかってまいります。それはそれとして生活インフラを守るということがあります。ライフラインについてはやはり市民の皆さんが、道路もそうですし、消パイもそうですし、そしてガス・水道のその総延長260キロ、300キロとある。それが、埼玉ではないですけれども、老朽化してきている中でそれを警戒しなければならない。そういうことが、当たり前の生活を守るためにやらなければならないことが、相当な費用がかかります。そしてまた命を守るということになりますと、これは35年が過ぎる小出病院というものがございしますが、今すぐその病院をどうするこうするということとはございませんけれども、やはりそういうことで生活インフラ、ライフライン、そして命を守るということの中で、また教育という面に関しましては子どもが少子化になっているということで、例えば今、中学校が5校ありますが、10年後には500人になります。そうすると、1校でよくなる状況が出てきます。今5つある校舎の修理、そういうものはストップしています。これからこういうことが起こるんだということで、大規模改修はストップしております。そして、そういうことを考えた中で、どうしてもこの物価高騰、人件費高騰の中で、優先順位が上がってこないということでございます。ちょっと長くなりすみません、そういうことであります。

佐藤（敏）委員　もう1点お聞かせをいただきたいと思っています。最近まで入広瀬地区に室内温水プールがありました。幾らぐらいの使用料があつて、市が投入した額は幾らぐらいであったか、その辺を大まかで結構です、お聞かせいただきたいと思います。

内田市長　本当に大ざっぱですけれども、利用料が約500万円、費用のほうは8,000万円ですので、7,500万円からそれより上の費用がかかっておったわけであります。

高野委員　魚沼市は、雪と用水と川、地域的に水と切り離せない生活をしているわけです。そういうことで、子どものときから水に対する怖さと楽しさというのをしっかり認識させないといけないと思います。学校は今プールをどうするかという話になっていますし、地球の温暖化で暑くなってプールができないというのもあります。そういうことからすればですね、これから造る焼却場の熱を使って、市民プールというのは必要だというふうに思っていますけれども、その辺についてはどう思っていますか。

内田市長　学校教育に関するプールについては教育長から話をさせていただきますけれども、先ほど言ったプールの有効性ですとかということについては、私はそれは有効だということを認識しています。先ほど、山田たつ子さんから「足」という言葉がございましたけれども、私は「腰のヘルニア」で、また3つの背骨が空洞になっており、それで通った経緯もありますし、孫もプールに通っていました。

樋口教育長　それでは、高野議員からありました、子どものたちの水泳の状況ですけど、請願書の中の請願趣旨の1番に「誰もが水泳授業が受けられる環境整備を整えたい」というふうにあります。今現在プール施設がある小学校では学習指導要領に基づいて水泳の学習は全ての小学校で行っていますので、水泳授業が実施できないという状況ではないと思

っています。確かに、温暖化等で暑くなってきましたけれども、各学校、午前中の授業等で工夫をしながら8時間から10時間等の単元計画を組んで全学年が水泳授業を実施しておりますし、着衣泳等も行いながら命を守るための学習も全ての学校でやっています。ですので授業としては、小学校段階では学習指導要領に基づいて求められる内容を実施できているというふうに認識をしています。ただ、その夏休み中のプール開放の実施が少なくなってきたというのは事実でありますけれども、これは温暖化の影響もありますが、学校の教育活動というよりはPTAの皆さんに施設を貸し出して、PTAの皆さんが主体的に行うという事業ですので、見守りに保護者の皆さんが出なくてはいけないとか、救急法も受けて、いざという時のために備えたいとかということもずっとやっていますので、そういうところがなかなか皆さん忙しくなって困難になってきている。PTAのほうでも回数を減らそうという形の取組だというふうに私は認識しています。一概に、温暖化のために実施できないというだけではないと思っている状況です。以上です。

横山委員　動議を提出しますが、よろしいでしょうか。

それでは私のほうから、室内温水プール建設のための早期検討を求める請願について、継続審査の動議を求めたいと思っております。

私は昨年の6月議会で、室内温水プール建設に向けた検討の必要性について一般質問を行いました。そのときの市長答弁は、優先すべき事業や解決を急がなければならない課題を多く抱えている現状にあって、今すぐに取りかからなければならない課題ではないこと、また建設する経費や将来にわたる維持管理費を子どもたちや次の世代に求めなければならないことを考えると、優先順位は上がらないと。また、教育長の答弁では、今後は学区再編等の検討に入る状況であり、今現在プールに特化することよりも学校施設そのものをどうしていくかが重要課題であると考えているという答弁をいただきました。私が求めている室内温水プールの必要性の検討内容と、市長、教育長の優先順位が上がる、また学区再編等々の答弁内容について、私なりにいろいろと考えた結果、今回の請願書についてはさらに調査・研究する必要があると判断して継続審査の動議を提出いたします。

その理由として、1つ目は、先ほども話が出ていますが、人口減少の進行により児童生徒の減少がさらに進み、10年後の市内の中学生は四、五百人ぐらいと聞いています。中学校は市内一校で賄える人数になるということでありますと、中学校の統合問題が必ずや大きな課題として出てくるだろうということになりますと、ここでまた中学校の建設等々の課題が出てくる可能性もあります。

2つ目は、生活に必要なインフラの改修、整備、建設等の経費の確保や高齢者の日常生活支援の経費が、これも大事な経費として必要とされています。また、市民の命を支える小出病院等々の病室等の改修問題とか、今取りかかり始めた新ごみ処理場の建設に係る経費であるとか、また様々な老朽化している設備の改修、維持管理費など、事業経費の確保が必要であると。

3つ目は、人口減少により生産人口の減少、世帯数の減少は自主財源や交付金の減少につながり、財源不足となり得るのかなということも考えます。また、ふるさと納税が頑張っているわけですが、そこへの依存度も高くなるだろう。これらのことを考え、室内温水プール建設、この複合施設の建設のその必要性、価値を私も大切だということを考えているわけでありますが、財源の確保などを含めて今後慎重に審議していくことが重要

であると考えて、継続審査を求めるわけであります。以上です。

星野委員長　ただいま、2番、横山委員から継続審査の動議が提出されました。お諮りします。本件についてはこの動議のとおり継続審査とすることに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

星野委員長　挙手、少数であります。よって本動議は否決されました。請願第1号　室内温水プール建設のための早期検討を求める請願書は、閉会中の継続審査とすることは否決されました。

ただいま動議が否決されましたので、本件につきまして討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから請願第1号　室内温水プール建設のための早期検討を求める請願書についてを採決します。お諮りします。本件は採択することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

星野委員長　異議がありますので、挙手によって採決します。本件は採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

星野委員長　賛成者、多数であります。よって請願第1号は採択すべきものと決定されました。

（2）議案第26号　魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

星野委員長　日程第2、議案第26号　魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　ありません。

星野委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員　学校医と薬剤師についての報酬の改正であります。学校医と薬剤師の出向等については、学校の分野については年にどのくらい回数があるのかお聞かせください。

岡部学校教育課長　出向回数についてですけれども、学校医につきましては主に春に行われる児童生徒のけん診のときに出向をいただいているものと思われます。薬剤師につきましては大体1学期中に1回程度なので、年間で3回程度の出向と思われます。

大平委員　ドクターのほうは年1回、それから薬剤師のほうは3回ということで承知しました。

それともう1点、産業医のほうについて。これはちょっと私全然分からないんですけれども、実情が分かりましたら教えていただきたいです。この出向報酬、回額2万4,000円となっていますが、他市の一例を引き合いに出して結構ですので、実情どのくらいのニーズがあって実際どの程度、実施しているのか、承知していましたら教えてください。

大塚教育委員会事務局長　大変申し訳ありません。産業医につきましては、当部署では把握しておりません。

星野委員長　しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (11 : 47)

(休憩中、意見交換)

再 開 (11 : 48)

星野委員長 休憩を解き会議を再開いたします。ほかに質問はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 26 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 26 号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 27 号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について

星野委員長 日程第 3、議案第 27 号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ありません。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 それでは何点かお聞かせください。これは昨年度も同様に引き上げました。ただし、広範囲になっています。これは未就学児の均等割についても上げているということで見過ごすことはできないんですが、まず広範囲に引き上げた、昨年度と違う理由は为什么呢。

吉澤市民福祉部長 提案理由のときにも申し上げましたとおり、個々の被保険者が減少している一方で、1 人当たり医療費が増えているということで、国保の財政を維持するために、今年度決算の見込みを基に試算した結果ということであります。昨年度よりも結果としては大きい上げ幅範囲となりましたけれども、それはこの試算の結果に基づくものであります。

大平委員 ここ 10 年来、ずっと国保世帯ですが、世帯数は減少しておりますよね、上がった年はないと思います。このまま行くと、私がいつも言ってますように、本当に立ち行かなくなる可能性があるのではないかと。統一保険料ということもありますが、これは来年度も恐らく世帯数が減少するということになると同様な対応が考えられますが、そのような対応で今後ずっといくのかどうか、確認させてください。

吉澤市民福祉部長 今後ずっといくかどうかまでの言及はここではできませんけれども、傾向としてはやはり被保険者数の減少と医療費の増嵩というのはなかなか変わらないと思いますので、その年度によってやはり決算状況を見ながら算定をし、必要があれば引き上げをせざるを得ない現状もあるというふうに考えております。

大平委員 医療費のことを言います。給付費がなかなか世帯数のわりに非常に高いレベルであると。帳尻が合わなくなってきた、そこの埋め合わせをする意味でも国保税の引き上げをせざるを得ないという状況は分かるんですけども、今までもずっと引き上がってきた

わけです。医療費全体を考えても、医療給付については、取り組んでいらっしゃると思うんですけども、なかなか具体的には成果が上がってないような気がします。強力に予防医療、あるいはそれに類する重度化を防ぐような取組を考えていかないと。世帯数の推移の減少、医療費の増額、これは相反するものがあるので、ここをどう考えているのか、まず1点お聞かせください。

吉澤市民福祉部長　国保加入世帯だけでなく、本市ではけん診の受診勧奨は行っておりまして、結果的には県の平均よりもやや高いというようになっております。ただし、これが十分に高いかと言えばまだまだ改善の余地があるので、それは積極的に今後も進めていきたいと思っております。あるいは、後発薬の使用を勧めるだとかという、それは国が示す方針による部分もありますけれども、そういう様々な手法は、やはり社会保障制度全体のこととして国も県も検討していることでありますので、そこら辺には本市が一保険者としてするものと併せて、県、国と一緒に取り組みたいと考えております。

大平委員　令和7年度については予算書が出ていますのであれなんですけど、今回大幅に広範囲へ広げて引き上げたわけなので、やっぱりそれに類するような予防的な措置というのが求められるのではないかなと私は思うんですが、前年度と比べて特徴的なものというのは示されていますか。

吉澤市民福祉部長　予算上、国保会計と一般会計と両方、合わせてお答えいたしますと、予防医療といいますか、けん診の受診勧奨などにつきましては予算上そう大きく変わるようなことはないけれども、実際の活動としては行っていきたいということであります。当年度だけを取って、その医療費が上がったから予防活動により力を入れるということではなく、継続することが必要ですので、それについてはこれまでもずっとやってきたことありますし、今後も続けていくということであります。

大平委員　未就学児の軽減措置でも、これを行ってきたわけなんですけど、均等割も引き上げております。具体的には国の制度により対応したのか、独自でこれをやったのか、そこら辺についてはいかがですか。

和田市民課長　新潟県から、大まかな魚沼市の税率ということで標準税率が示されております。毎年示されますが、それが示されて、後は市で税率をどうするかというのを決めておりました。今回の引き上げに当たっては、その標準税率までいかない範囲の中で、国保財政が安定できる税率ということで決めさせていただきましたので、国、県で示されている標準税率に近いものとなっております。

大平委員　もう一つ、今回の引き上げ額は全体では幾らぐらいになるんでしょうか。概算で結構でございます。

吉澤市民福祉部長　1世帯当たりということでお答えいたします。本市の所得割がある世帯、大体200万円というような世帯をモデルとしまして、その世帯主が1人、所得のない世帯員が1人というようなことで試算しますと、昨年度の計算で言いますと年額28万6,500円、令和7年度の試算は31万8,800円でありますので、年間3万2,300円ほどであります。

大平委員　それから、先ほども言いましたが未就学児世帯、実際にはどの程度いらっしゃるんですか。数的にはどうですか。これも概算で結構です。

吉澤市民福祉部長　すみません、ちょっと持ってきた資料の、軽減がかかっている世帯ということで申し上げます。7割軽減が12人、5割軽減が18人、2割軽減が14人であります。

大平委員　つまり、今のは世帯数という換算でしょうか。人数ですか、子どもの人数、そういうことですか。

吉澤市民福祉部長　人数であります。

大平委員　人数でね。以上です。

星野委員長　ほかにありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 27 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

星野委員長　異議がありますので、挙手によって採決します。本案は採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

星野委員長　挙手、多数であります。よって議案第 27 号　魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（４）議案第 28 号　魚沼市子ども・子育て会議条例の一部改正について

星野委員長　日程第 4、議案第 28 号　魚沼市子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　ありません。

星野委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 28 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 28 号　魚沼市子ども・子育て会議条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（５）議案第 29 号　魚沼市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例及び魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

星野委員長　日程第 5、議案第 29 号　魚沼市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例及び魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　ありません。

星野委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員　今回の改正によって、地域包括センターは魚沼市に3か所ありますけれども、その人員がかなり緩和されます。今の包括支援センターの包括区域が旧町村にまたがっている区域も何箇所かありますけれども、人員が緩和されたことによって、前から言われている5か所くらいに広げるような計画を考えてはおりませんか。

戸田市民福祉部副部長　今のところ区域を増やすという予定はございません。

関矢委員　今のところないということですが、やはり地域の人が、特に広神は分断をされていて、堀之内と湯之谷に分かれているんですけれども、相談には来ていただけるんですけれどもなかなか行きづらいというようなところです。できれば今後検討していただきたいと思いますが、もう一度答弁をお願いいたします。

戸田市民福祉部副部長　包括支援センター自体の歴史が浅いということもありまして、まだ存在が分からないという方もいらっしゃると思いますが、令和2年から相談件数を比較していきますと年々増えている状況でございます。今のところ3か所ですが、その中でも相談しやすい体制というものは引き続き包括支援センターと一緒に考えてまいりたいと思います。

大平委員　今回、基準を緩和して専門職プラスアルファということで加えたものですが、実際の運用に当たっては早期に人員の補充、それから対応されている職員の方々の家庭の事情だとか、本人の事情だとか、いろいろあると思います。すぐに適用して人員配置を行うという予定があるかないか、確認させてください。

戸田市民福祉部副部長　今のところ、3か所ある包括支援センターにつきましては3職種3人プラス、予防の計画を立てるプランナーを配置しておるところで、当初の人数どおり配置されております。ただ、これからの専門職不足というところを勘案した中では、今後そういうことがもしあった場合には対応できるようにということで今回の条例改正でございました。例えばなんですけれども、今回の条例改正で必ずしも専任でなくてもよくなって、例えば一人の人が今までだと週5日配置だったところが、一人の人が週2日、一人の人が週3日というような対応も可能になりました。もしかすると例えば働きやすさとか、そういったところも勘案できるようになりましたので、そういったケースがございましたら、相談しながら、質は落とさないような対応というところと一緒に考えてまいりたいと思っております。

星野委員長　ほかはよろしいでしょうか。（なし）これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第29号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第29号 魚沼市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例及び魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（6）議案第30号 魚沼市精神障害者医療費助成条例の一部改正について

星野委員長　日程第 6、議案第 30 号　魚沼市精神障害者医療費助成条例の一部改正について
を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　ありません。

星野委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員　1 点だけ確認させてください。世帯主が主だった形で振り込まれていたのを、やっぱり本人に振り込んでほしいという声を聞いての対応だということで御説明がありました。実際、本人が本当に受け取りたいという、そういう家庭の事情、これも家庭の事情等も含めてなんです、かなり声があつて実際今困ってらっしゃる方が多数いらっしゃる、そういう現状があるということで理解してよろしいですか。

戸田市民福祉部副部長　すみません、件数までは数えておりませんが、そういう声というのはございますし、あとほかの自治体でもこういうふうに変えているところが増えてきておりますのでそのように対応いたしました。

星野委員長　ほかはよろしいでしょうか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 30 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 30 号　魚沼市精神障害者医療費助成条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第 31 号　魚沼市体育施設条例の一部改正について

星野委員長　日程第 7、議案第 31 号　魚沼市体育施設条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

大塚教育委員会事務局長　議案第 31 号　魚沼市体育施設条例の一部改正について、本会議におきまして佐藤肇議員から御質問をいただきました、規則に規定されている休日及び利用時間の規定を条例に規定し直す必要があるのかどうかにつきまして補足します。

これにつきましては、地方自治法の規定によって整理するものでありますが、地方自治法第 14 条第 2 項におきまして、普通地方公共団体は義務を課し、又は権利を制限するには法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないと規定されております。そこには具体的に権利を制限することがどのようなことかという例示はありませんが、本市では規則に規定しておりました、施設の休日、時間等の規定については一般的には権利を制限することと考えられることから、条例に移すこととしたものであります。今後、ほかの施設に係る条例を改正する際には、こうした改正も併せて行う場合もありますので、よろしくお願いします。

なお、規則に規定する場合と条例に規定する場合とで、これまでと扱いが変わるものではないということにつきましても申し添えます。以上、補足といたします。

星野委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員　別表 3 の使用料の件なんですけれども、細かい話で申しわけないんですが、この魚沼市総合体育館の体育室の使用料となっていますけれども、ホームページを見ると体育

館の主な施設がアリーナになっていて、アリーナと、それから会議室、それから控室、トレーニング室になっています。この体育室というのはアリーナのことなんですか。

大塚教育委員会事務局長　この条例で示されている体育室、これにつきましては体育館のアリーナのフロアのことです。また今後、文言につきましてはホームページ等の整理をさせていただきたいと思います。

関矢委員　そうしますと、この中で今回、体育室の個人利用、1日100円となっていますけれども、このアリーナの中を一人で100円で1日走り回っている。そういう借り方ができるんですか。

大塚教育委員会事務局長　既に堀之内体育館ですとか、須原第一体育館では個人利用としてこのような使い方をしているんですけど、一人でということよりも、使いたい方が何人でも個人で利用できるというような想定になっております。

関矢委員　貸切ということではなく、個人で借りて、その人が何人かを連れてきて、使用することができるかと。

大塚教育委員会事務局長　貸切ということではなくて、使いたい方が一人一人申し込んで、そこでスポーツ、運動を個人個人で楽しむ、誰でも楽しめるようにするということになります。

関矢委員　ということは、その体育館に一人100円払って、100円払えば何人もが自分なりの運動ができる、その貸出料が100円だということで解釈してよろしいですか。

大塚教育委員会事務局長　委員お見込みのとおりであります。

星野委員長　ほかはよろしいでしょうか。(なし)では、これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第31号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、議案第31号 魚沼市体育施設条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

これで本委員会に付託されました議案については以上となります。このほか、執行部から何かありませんか。

内田市長　ありません。

星野委員長　以上で、本日の日程は全て終了しました。委員の皆さんからは、ほかに御意見・協議事項等はありませんか。(なし)本日の会議録の調製については委員長に一任願います。本日の福祉文教委員会はこれにて閉会といたします。

閉　　会（12：13）

福祉文教委員会

委員長 星野みゆき